



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

伊賀 誠司

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の状況は、5・6月と第6波が収まりかけ、そろそろ委員会等の活動をハイブリット化し、リアル開催への道筋を立てようとしたところで、7・8月になり猛烈な勢いで第7波に転じ、連日過去最高の感染者を数えています。そのため、委員会等の活動は当面ウェブ開催だけに逆戻りの状況です。今後も新型コロナウイルス感染症に十分注意しながらの会務活動が続きます。私自身、基礎疾患を抱えておりますので、新型コロナウイルス感染症には十分配慮しながら、皆様のお役に立てるよう精一杯努めて参ります。

2. 会務報告

私の主な担当は、広報センター、防災会議、意匠委員会、著作権委員会と地域会は関東会です。会員登録及び登録審査会も担当しています。以下、それぞれの活動につき簡単にご説明致します。

【広報センター】

広報センターは、知的財産に関する情報や弁理士の業務に関する情報の広報活動を行うことにより、知的財産制度の発展に寄与することを目的とした附属機関です。本年度も昨年に引き続き、井澤幹広報センター長の下、広報事業の企画・実施、マスメディアへの情報発信、日本弁理士会ホームページの管理・更新、会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトニー」の発行等を行っています。

特に本年度は、マスメディアへの情報発信に力を入れており、4月に杉村会長による本年度方針の記者発表、7月には、杉村純子会長と作家南原詠さんとの対談の記者説明会を行いました。引き続き今後もマスメディアへの情報発信は行って参ります。

なお、平成29年度に制定された「日本弁理士会の

短中期的広報戦略（5年計画）」に基づく弁理士の認知度向上を図る取り組みについては、本年は最終5年目となります。予期せぬコロナ禍の影響もあり、当初の目的達成は困難な状況です。そこで、一旦中止するとの議論もありましたが、この取り組みは継続的に行うことが肝要ですので、若干予算を縮小しつつも本年度も引き続き行うとともに、次の5年度に向けての検討を進めることとしました。

会誌「パテント」は本年1月号より電子化が実行されました。電子書籍としての「パテント」誌は如何でしょうか？引き続き電子書籍としての活用・利便性につき検討して参ります。また、その他の発行物に関しての電子化も今後検討して参ります。

【防災会議】

防災会議は、日本弁理士会の防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定することを目的としています。本年度は、平山淳議長の下、防災訓練の検討・実施、防災マニュアルや災害時の行動に関する to do リストの随時見直し、防災備品の検討・整備及び日本弁理士会の災害時用 HP の改善等を行っています。今年度は、地震の他にも大雨による河川の氾濫等が多く発生しており、その都度、災害地域における会員の安否確認の要否を検討し、必要により対象会員への安否確認を行っています。特に8月の東北地方における大雨災害に対しては、平山議長に迅速に対応して頂き、被災地域の対象会員に対し安否確認等を行いました。また、弁理士会館における防災訓練は VR 車を用い10月中旬頃に行う予定です。

【意匠委員会】

意匠委員会は、意匠制度についての政策提言等を行う委員会です。本年度は、森有希委員長の下、意匠法の法改正や意匠制度の運用改善等についての提言

を検討するとともに、意匠出願増に資するための施策について検討しています。また、特許庁等からの意匠制度に関するパブリックコメント・意見募集への対応を図っています。

今年度の意匠委員会では、特に、令和元年の意匠法の大改正に基づいて、新たに保護対象とされた画像自体や建築物及び内装の意匠に関し、令和2年より出願可能となり段々と登録事例が蓄積されて参りましたので、その登録動向を調べ、これら新たな意匠の有効な権利化・活用化に向けての知財戦略を検討し、その結果をセミナー等で会員に提供することを計画しています。このセミナーが、スタートアップ支援や意匠の出願増に少しでも役立てればと思います。

法改正に関しては、新規性喪失の例外規定の適用証明書の簡略化等に対する提言を検討しています。さらに、メタバースや NFT 等の新たなデジタル化時代にかかる仮想空間での創作物（画像デザイン）の意匠的な保護等に関しての検討を開始しました。なお、コンテンツ東京や TOKYO PACK 等のイベントへの参加、その他意匠に関するセミナー講師派遣等への協力は例年通り行っています。

【著作権委員会】

著作権委員会は、著作権制度についての政策提言等を行う委員会です。本年度は、坂田泰弘委員長の下、著作権に関する諸課題について調査・研究及び提言、著作権分野における弁理士の知名度向上のための施策の立案、コンテンツ保護・利用及びコンテンツビジネスに関する調査・検討等を行っています。今年には特に、昨年度検討した文化庁 HP の「著作権契約書作成支援システム」を用いた著作権契約書作成マニュアルについて、会員向けセミナーの企画・開催を検討しています。また、例年通り、最近の著作権に関する重要判例の調査・検討や特許庁等の著作権に関するパブリックコメント・意見募集等への対応を図っています。その他、特許ニュースやデジタルカメラマガジン等の外部出版物への著作権に関する記事の提供や監修、コンテンツ東京等のイベントへの参加、著作権に関する実務者研修や各種セミナーへの講師派遣等の協力も例年通り行っています。

また、メタバースや NFT 等の新たなデジタル化時代にかかる仮想空間での創作物の著作権的な保護等に関しては、著作権委員会でも昨年引き続き検討を進めています。

このように、著作権委員会では、あらゆる機会を活用して弁理士の著作権への関与に関し、知名度を向上させるべく活動しています。

【関東会】

関東会は、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木及び山梨の1都7県を所轄し、当該地域における知的財産制度の普及・啓発活動を担っています。関東会は、所属弁理士数8200名弱を要する最大の地域会です。本年度は、塩野谷英城会長の下、11名の副会長とともに幹事会及び監査役会を中心に運営され、上記各都県の委員会の他、広報委員会を始めとする各種の組織系委員会を配し、地域に根差した効率的な活動を行っています。特に本年度は、中小企業・スタートアップ支援委員会を立ち上げ、本会のスタートアップ支援事業を下支えしています。また、昨年10月にスタートした弁理士紹介制度への対応も引き続き行っています。

今年の弁理士の日記念イベントは、埼玉委員会が担当し、7月に越谷レイクタウンにて開催されました。3年ぶりのリアル開催で盛会に催すことができました。

【会員登録及び登録審査会】

新規弁理士登録、付記登録及びそれらの抹消登録、さらに、事務所名称登録、弁理士法人設立等の申請がなされた場合、毎週行われる執行役員会において、その審査を行い、承認されれば登録されます。特に、弁理士試験合格者等に対して行われる実務修習の終了後には、多くの新規弁理士登録申請があります。また、本年度中に従前の特許業務法人から弁理士法人へ設立変更する必要があることから、例年より多くの法人設立申請がなされています。登録審査会は、役員会で上記登録申請に際し登録拒否相当と判断された申請者や登録抹消すべきと判断された会員を審査する機関です。必要による不定期開催ですが、本年も何度か開催されています。

3. おわりに

本稿が掲載されるパテント誌10月号が発行される頃には、4月に始まった副会長の任期も半分を過ぎています。新型コロナウイルス感染症の状況はどうなっているのでしょうか？第7波が終息していることを望みたいものです。副会長としての仕事内容は、当初の予

想をはるかに超え、委員会・役員会関係メールの週100通越えは常態化し、毎日のように会務に追われています。しかしながら、杉村会長を始めとして、他の副会長、担当執行理事、担当附属機関及び委員会の各先生方、並びに日本弁理士会事務局の方々のお力添えにより、何とか任務を果たしていると思っております。

す。これも皆様のご支援の賜物であり、心から感謝する次第です。残りの任期につきましても、副会長としての職責を全うすべく全力で努力して参りますので、引き続きのご指導・ご協力の程、お願い申し上げます。